特定非営利活動法人まちの防災研究会　御中

2021年　4月22日

就任承諾および誓約書

住所または居所

福井県敦賀市鳩原6号３９番地の８

氏名　岸本　茂樹

　私は、特定非営利活動法人まちの防災研究会の監事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第２０条各号に該当しないことおよび同法第２１条の規定に違反しないことを誓約します。

（備考）

|  |
| --- |
| 特定非営利活動促進法第２０条の要件 |
| 一　成年被後見人または被保佐人 |
| 二　破産者で復権を得ないもの |
| 三　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 |
| 四　以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者   * 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合 * 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合 * 刑法第２０４条（傷害）、第２０６条（傷害及び傷害致死の現場助勢）、第２０８条（暴行）、第２０８条の３（凶器準備集合および結集）、第２２２条（脅迫）、第２４７条（背任）の罪を犯した場合 * 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合 |
| 五　暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者 |
| 六　設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者 |

|  |
| --- |
| 特定非営利活動促進法第２１条の要件 |
| 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。  注　具体的には、理事・監事が６人以上の場合に限り、配偶者もしくは３親等以内の親族を１人だけ役員に加えることができます。 |